

規約改定の要約

現 状：現在、PTAでは各専門委員会が「PTA 活動」を行っていますが、近年は地域からの参画要請も多くなってきています。そして、今後も多くなることが予想されます。

問 題 点：現状を鑑みると、現在の組織構成では、地域に参画対応した組織編成ではないために、地域要請に対応できなくなっています。

改定指針：新たにPTA組織を見直し、地域へ参画できる組織に編成する。そして、地域の児童たちは、地域も育てるという発想のもと、家庭・学校・地域社会が三位一体となり、児童の教育について緊密に連携した組織にさせる。

主な改正概要

- 役員用の務内容の見直し
今後の、地域及び大垣市PTA連合会への参加に対応する体制を整えます。会長・副会長（母親代表）は大垣市PTAとの連携を図り、副会長（校内統括）は、校内を取りまとめ、副会長（地域統括）・地区長は、地域活動への会員参加を促します。過度の会長用務を分散させます。
- 書記・会計を廃止し、地区長・事務長の設立
地域への参加要請に対応するため。
- 役員会・合同委員会・専門委員会を廃止し、運営委員会・執行委員会・常任委員会・特別委員会の設立
今後の、地域及び大垣市PTA連合会への参加に対応する体制を整えます。大垣市PTA連合会からの要請もあり、家庭教育学級委員会を常任委員会とします。
- 議決機関、執行機関の明確化
責任分解点を、明確にします。
- 役員候補者指名委員会を廃止し、役員候補者選出委員会の設立
名称変更。今回の主な改定は組織編成の変更のため、具体的な候補者選出方法については、規約改定では明文化しません。
- 運営委員会を学年委員会へ名称変更
運営委員会の設立に伴う名称変更。
- 委員会編成の見直し
少子化及び事業内容を考慮して、定数としません。

墨俣小学校 P T A 規約 (案)

この規約は、墨俣小学校（以下「学校」という）に在籍する児童の父母、またはそれに代わる者（以下「保護者」という）と学校職員（以下「職員」という）から構成する。
教育環境を整備し、維持改善するための機関（以下「本会」という）について規定する。

第 1 章 名称・事務局

第 1 条 本会の名称は、墨俣小学校 P T A とし、事務局は学校内に置く。

第 2 章 目的・方針

第 2 条 本会は、家庭、学校及び地域との連絡を密接にし、相協力して教育的環境整備を図ることにより、児童の福祉を増進することを目的とする。

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、営利的企業を支持せず、また、いかなる政治団体・宗教団体の運動にも関与しない。

第 4 条 本会は、学校問題について討議し、また、その活動を助けるために学校等関係機関に意見を具申する他、教育活動に必要な事業を援助するための事業を行うこととし、学校の管理運営について干渉しない。

第 3 章 会員・会費

第 5 条 本会の会員となることができる者は、保護者と職員とする。

第 6 条 本会の経費は、会費・補助及び寄付金をもってこれに充てる。

第 7 条 会費は、児童 1 人を有する家庭及び 2 人以上有する家庭の 2 種類とし、その金額は、毎年 4 月の総会において決定する。

第 8 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 4 章 委員・役員・顧問

第 9 条 本会の委員は、次のとおりとする。

委員名	人 数	資 格	任 務	選 出 方 法
学級委員	学年 4 名以上 計 24 名以上	各学級の <u>保護者</u>	学級の <u>保護者</u> を代表し、当該学級の担任と本会及び当該学級の <u>保護者</u> との相互連絡を図る。	• 前年 3 月までに、次年度の役員候補及び地区委員を除く当該学級の <u>保護者</u> により互選し、次年度に会長が委嘱する。 ※ 立候補・辞退・選出方法は当該学年に一任する。 ※ 新一年生の学級委員及び家庭教育学級委員は入学説明会にて互選。
家庭教育学級委員	4 名以上	1 年生の <u>保護者</u>	家庭教育学級の企画・運営	
地区委員	1 地区 1 名	各地区の <u>保護者</u>	地区の <u>保護者</u> を代表し、本会と当該地区の <u>保護者</u> との相互連絡を図る。	• 毎年 3 月末までに当該地域の <u>保護者</u> で互選し、会長が委嘱する。
会計監査委員	2 名	<u>2 年生の</u> <u>保護者</u>	年度の会計を監査する。	• 毎年 4 月に会長が委嘱する。
<u>役員候補者選出委員</u>	学級委員 6 名 地区委員 6 名 職員 1 名 計 13 名	<u>保護者</u> と 職員	次年度の役員候補者を選出する。	• <u>当年度の学級委員及び地区委員より各々互選し、職員については学校長が任命する。</u>

☞各委員とも任期は 1 年とし再任を妨げない。

ただし、職員を除く委員については一役 1 子 2 年を限度とするが、学級委員、家庭教育学級委員に限り

1子1年とする。役員（第10条）経験者は、長子から末子の順に学級委員選出対象から除く。（経験年数分）

第10条 本会の役員は、次のとおりとする。

役員名	定数	資格	任 務	選 出 方 法
会 長	1名	保護者	会を総括し、大垣市PTA連合会との連携を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 職員を除く役員については毎年2月末日までに役員候補者選出委員会によって各役員の候補を選出し執行委員会に諮り、承認を受け、次年度4月の総会において決定する。 職員は4月の総会までに校長が任命する。
副会長 (母親代表)	1名	保護者	大垣市PTA連合会との連携を図り、会長を補佐する。	
副会長 (校内統括)	1名	保護者	会長を補佐し、校内のPTA活動を統括する。	
副会長 (地域統括)	1名	保護者	会長を補佐し、地域の会議等に参加し、連携を図る。	
地区長	1名	保護者	地域活動への参加調整をする。	
事務長	1名	保護者	保護者代表として、会務の書記・会計事務を管理する。	
書 記	1名	職員	会務議事録を作成し、管理する。	
会 計	1名	職員	会計事務を司る。	

☞各役員とも任期は1年とし再任を妨げない。ただし、職員を除く役員については一役1子2年を限度とする。

第11条 本会に相談役として顧問を置くことができる。その任期は1年とし、毎年度始めに、会長が委嘱するものとする。

第 5 章 総 会 ・ 委 員 会

第12条 定例総会、臨時総会及び運営委員会並びに執行委員会、常任委員会及び特別委員会は、次のとおりとする。

名 称	構 成	職 務	開催時期
定例総会	全会員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の事業結果、会計決算、会計監査の報告と承認 ○ 新年度役員の承認 ○ 新年度の事業計画、予算の審議及び決定 ● 規約改正の審議及び決定 	4 月
臨時総会	全会員	<ul style="list-style-type: none"> ● 定例総会以外に緊急を要する重要事項の検討及び審議 	臨 時
運営委員会	役員・常任委員長	<ul style="list-style-type: none"> ● 総会議案の作成 ● 打ち合せ事項の審議及び調整 ● 事業報告 ● 地域活動への参加調整 ● 顧問の推薦 	随 時
執行委員会	副会長(校内統括)・地区長・事務長・書記・会計・常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の企画・計画の立案 ● 事業報告 ● 地域活動への参加調整 ● 新年度役員候補者の承認 	随 時
常任委員会	第13条のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ● 第13条のとおり 	随 時
特別委員会	第14条のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ● 第14条のとおり 	適 時

☞開催運営方法は、別表の通り。○印は定例議事とする。

第13条 常任委員会は、次のとおりとする。

委員会名	資格	任 務	選出方法
学年委員会	学級委員・ 地区委員・職 員	・保護者が参加する学校行事(授業参観・ 懇談等)の計画検討及び関係者間の協議、 調整	<ul style="list-style-type: none"> ・職員については、校長が各1名を任命する。 ・前年度中に選出された全学級委員の話し合いにより各所属委員会を決定する。その後、各委員会内で互選により選ばれた各専門委員長を、当年度の会長が委嘱する。 ※各常任委員長は学級委員、また家庭教育学級委員から選出する。 ※常任委員長は一人一年一回限りとする。
母親委員会		・児童の保健衛生・健康管理に関する行事等の計画、立案、実施又は同種行事の援助	
広報委員会		・広報誌の編集、その他本会に関する広報指導	
校外指導委員会		・児童の学校・家庭外での交遊活動に関する点検指導	
交通安全委員会		・児童の交通安全に関する行事等の計画・立案・実施又は同種行事の補佐援助	
厚生委員会	・ベルマークの収集活動の推進及び収集管理 ・救急救命講習の受講準備、プール当番表の作成		
家庭教育学級委員会	家庭教育学級委員	・家庭教育学級の企画・運営	

☞委員会の構成人数は、前年度に会長が運営委員会に諮り、協議の上、会長が決定する。

☞地域活動への参加は、地区委員が積極的に参加するよう心掛ける。

第14条 特別委員会は、次のとおりとする。

委員会名	資格	任 務	選出方法
会計監査委員会	会計監査委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>会計監査</u> ・<u>定例総会への監査報告</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会内で互選により選ばれた各専門委員長を、当年度の会長が委嘱する。 ※役員候補者選出委員は一人一年一回限りとする。 ※役員候補者選出委員会の委員長・副委員長は、常任委員長と兼ねない。
役員候補者選出委員会	役員候補者選出委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>役員候補者の選出</u> 	

第15条 この規約に定めるものの他、本会に関して必要な事項は会長がこれを定めることができる。

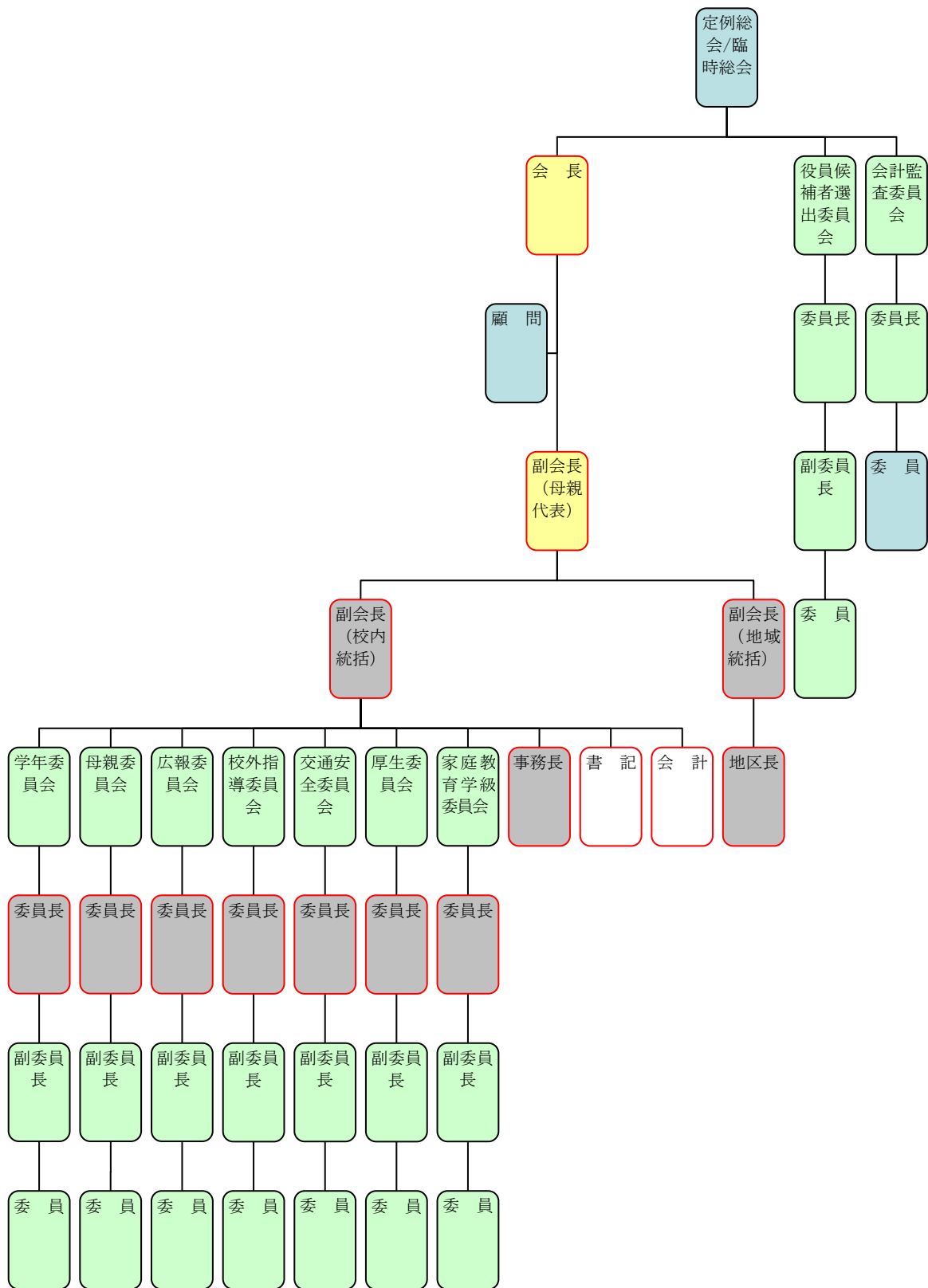
付則

- (1) 本規約は、昭和46年4月1日から施行する。
- (2) 本規約は、平成8年4月18日から改正施行する。
- (3) 本規約は、平成12年4月21日から改正施行する。
- (4) 本規約は、平成13年4月19日から改正施行する。
- (5) 本規約は、平成18年4月22日から改正施行する。
- (6) 本規約は、平成20年1月24日から改正施行する。
- (7) 本規約は、平成25年4月1日から改正施行する。

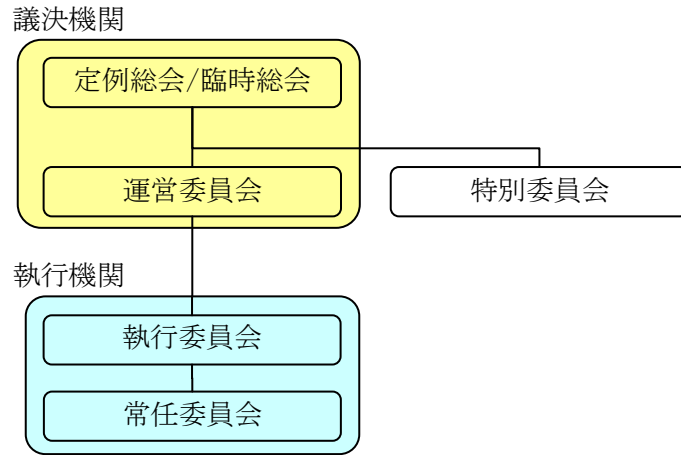
別表（第12条関係）
各会の開催運営方法等

名称	開催日の決定	招集者	開催成立の要件	議長	議事上程方法	議決方法
定例総会	会長がその他の役員と協議のうえ決定する。	会長	出席会員数及び委任状の合計数が、全会員の3分2以上で開催成立とする。	会長を仮議長として、出席会員の中から議長を選ぶ。	定例議事は、役員が上程する。定例議事以外は、事前（2週間前まで）に会長宛文書にて議案の提出を受け、役員が協議のうえ、上程する。	定例議事については、委任状を含む出席会員数の3分の2以上の賛成を得て成立とし、それ以外は、2分の1以上の賛成を得て成立とする。
臨時総会	会長がその他の役員と協議のうえ決定する。	会長	出席会員数及び委任状の合計数が、全会員の2分の1以上で開催成立とする。	会長	会長宛申し出を受けた議案につき、会長が上程する。	委任状を含む出席会員数の2分の1以上の賛成を得て成立とする。
運営委員会	会長が副会長と協議のうえ決定する。	会長	全委員（委任状を含む）の出席をもって開催成立とする。	副会長 (校内統括)	会長が事前に他の委員と協議のうえ、上程する。	出席委員数の2分の1以上の賛成を得て成立とする。
執行委員会	副会長（校内統括）がその他の委員と協議のうえ決定する。	副会長 (校内統括)	全委員の2分の1以上で開催成立とする。	地区長	副会長（校内統括）宛申し出を受けた議案につき、副会長（校内統括）が上程する。	出席委員数の2分の1以上の賛成を得て成立とする。
常任委員会	委員長が決定する。	委員長	委員長が決定する。全委員の2分の1以上の出席をもって開催成立とする。	副委員長	委員長が上程する。	出席委員数の2分の1以上の賛成を得て成立とする。
会計監査委員会	会計監査委員が会長と協議のうえ決定する。	会長	全委員の出席をもって開催成立とする。	会長	会長が事前に会計監査委員と協議のうえ、上程する。	全委員の賛成を得て成立とする。
役員候補者選出委員会	委員が委員長と協議のうえ決定する。	委員長	全役員候補者選出委員の出席をもって開催成立とする。	副委員長	議長が事前に他の役員候補者選出委員と協議のうえ、上程する。	全委員の3分の2以上の賛成を得て成立とする。

組織図



各会階層構造

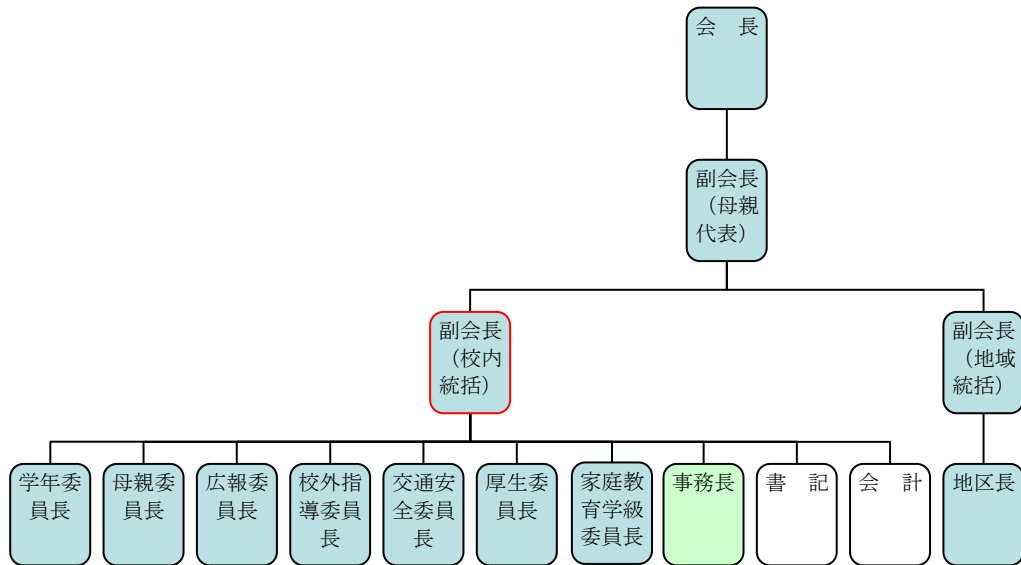


運営委員会構成（議決機関）

招集者：会長

議長：副会長（校内統括）

議決方法：出席委員数の2分の1以上の賛成を得て成立とする。



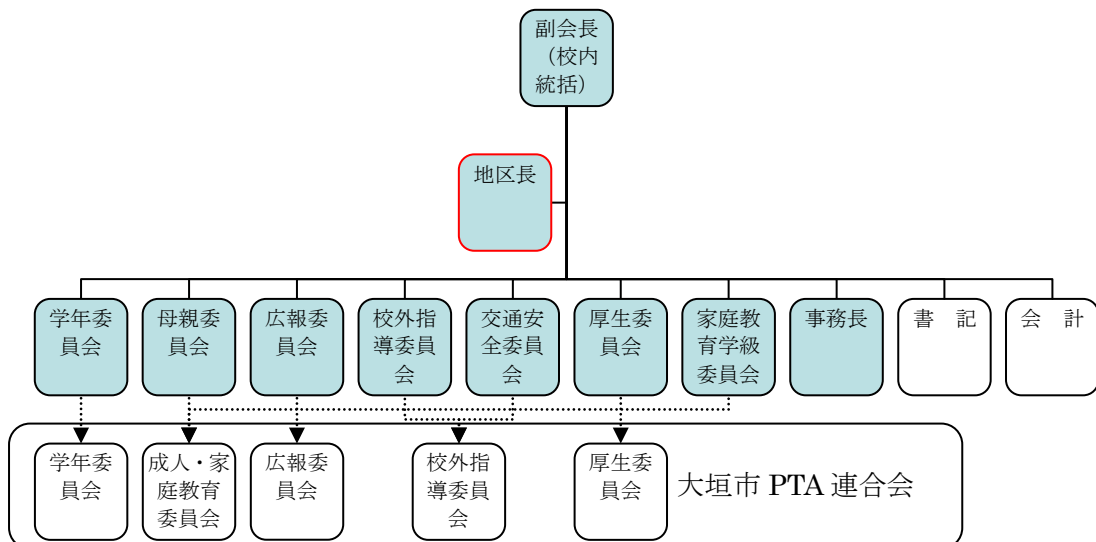
執行委員会（執行機関）

招集者：副会長（校内統括）

議長：地区長

議決方法：出席委員数の2分の1以上の賛成を得て成立とする。

※市P連の学年代表者会には、学年代表が参加する。（ただし、常任委員長を除く。）



委員会構成（案）

現状				改正（案）			
委員会名	人数	構成		委員会名	参考人数	参考構成	
運営委員会	4	○○○○		学年委員会	6	①②③④⑤ ⑥	
母親委員会	6	○○○○○ ○		母親委員会	8	○○○○○	●●●●●
広報委員会	5	○○○○○		広報委員会	5	○○○	●●
校外指導委員会	6	○	●●●●●	校外指導委員会	11	○○○○○	●●●●●●● ●
交通安全委員会	16	○	●●●●● ●●●●● ●●●●●	交通安全委員会	7	○	●●●●●●● ●
厚生委員会	7	○○○○○ ○○		厚生委員会	7	○○○○○	●●
				家庭教育学級委員会	4	①①①①	
合計	44	24	20	合計	48	28	20
役員候補者指名委員会	(12)	①②③④⑤ ⑥	■●●●● ■	役員候補者選出委員会	(12)	①②③④⑤ ⑥	■●●●● ■
会計監査委員会	2	②②		会計監査委員会	2	②②	
家庭教育学級委員会	4	①①①①					

- ：学級委員（○内の数字は学年を表す。）
- ：兼務学級委員（□内の数字は学年を表す。）
- ：地区委員
- ：兼務地区委員

- ・活動内容によって変わるので、構成人数を規約では明記しない。
- ・委員会の構成人数は、前年度に会長が運営委員会に諮り、協議の上、会長が決定する。表の構成は参考とする。